

## 募集要項等公表資料に関する質問及び回答

| 質問番号 | 図書名   | ページ   | 質問箇所        |                | 質問内容   | 質問に対する回答  |
|------|-------|-------|-------------|----------------|--|---|
|      |       |       | 項目番号        | 項目名            |  |   |
| 1    | 募集要項  | 23ページ | 第4章 2 (2)   | 予想されるリスクと責任分担  | 表4-1長期包括運営業務に係るリスク分担表に記載されている物価変動のリスクに対して、一定範囲内の負担が事業者に求められています。運営費を算出する上で重要な判断材料となりますので、事業者に求める一定範囲内の負担について、パーセンテージ等によるご回答をお願い申し上げます。   | 業務経営に関する事項として技術評価をしますので、基準時期、判断すべき具体的指標、さらに事業者として許容できる範囲を具体的に提案してください。（様式10-2-(2)）に記載）                  |
| 2    | 募集要項  | 23ページ | 第4章 2 (2)   | 予想されるリスクと責任分担  | 表4-1長期包括運営業務に係るリスク分担表に記載されている処理対象ごみのリスクに対して、性状の変化と量の変動に一定範囲内の負担が事業者に求められています。量の变化は要求水準書16ページ表3-1年度別計画処理量の範囲内、性状の変化は要求水準書17ページ表3-2ごみ処理施設の計画ごみ質の範囲内と理解してよろしいでしょうか。                                       | 運転管理業務に関する事項として技術評価をしますので、組合が支払う委託料の増減を生じさせずに対応（許容）可能なごみ量・ごみ質の変動範囲に関して、具体的な数値を（様式10-2-(2)）に示し、提案してください。 |
| 3    | 募集要項  | 24ページ | 第5章 2 (3)   | 処理対象物の受入れ等     | 項目イに必要なに応じて受託事業者と対応策について協議する。とありますが、この対策に費用を要する場合は貴組合で負担していただくと理解してよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。   |
| 4    | 要求水準書 | 4ページ  | 第1章 3 (3) オ | 業務委託の内容        | 「基本的に見学者及び住民対応等は貴組合の業務とし、それ以外は受託事業者の業務とする」と記されています。夜間の住民対応は、従業員の安全を考慮して電話受付だけに限定して、翌日または貴組合職員がいるときに内容を報告して、貴組合が住民対応すると理解して宜しいでしょうか。  | 夜間の住民対応はご理解の通りですが、それに伴う現場確認が必要な場合については受託事業者の業務とします。   |
| 5    | 要求水準書 | 9ページ  | 第2章 7 (3) エ | 組合による財務モニタリング  | 「財務モニタリングを半期1回（中間決算時及び年度決算時）行う。」と記されていますが、会社の決算書を提出すればよろしいでしょうか。また、会社が中間決算をしていない場合、決算書の提出を年1回に変更していただくことは、可能でしょうか。   | 財務モニタリングについては、本業務に関する財務諸表等を半期毎に提出してください。また、会社の決算書は年1回提出してください。  |
| 6    | 要求水準書 | 14ページ | 第3章 1 (5) ウ | 業務期間を延長する場合の協議 | 「貴組合が受託事業者と本業務期間終了後の業務継続について協議する場合、本業務期間終了後の業務に関する委託料は、本業務期間中の委託料に基づいて決定する。」と記されていますが、本業務期間は基幹改良工事終了後に事業が開始します。一般的に機器の更新が必要となる期間は10～15年と言われていますが本事業期間（10年）終了後、基幹改良工事を実施した設備機器の更新費用については、どのようにお考えでしょうか。 | 現時点において、10年後の基幹改良は考えておりません。   |

| 質問番号 | 図書名   | ページ   | 質問箇所                 |               | 質問内容  | 質問に対する回答  |
|------|-------|-------|----------------------|---------------|---|---|
|      |       |       | 項目番号                 | 項目名           |   |   |
| 7    | 要求水準書 | 17ページ | 第3章 2 (2) ア (イ) 表3-2 | ごみ処理施設の計画ごみ質  | ごみ処理施設のごみ質の測定結果が表3-2計画ごみ質の値を逸脱した場合、表3-1年度別計画処理量、表3-8ごみ処理施設の排ガス基準値、焼却残渣の熱しゃく減量等への影響について、ご配慮いただけるのでしょうか。  | 基準値は遵守していただくようお願いします。もし、基準値を遵守することが困難であると確認できた場合には、必要に応じて受託事業者と対応策について協議します。(募集要項24ページ第5章2 (3) イ 参照)  |
| 8    | 要求水準書 | 19ページ | 第3章 2 (3) イ          | リサイクルプラザの処理条件 | 本処理条件に記載のある破碎寸法や純度及び回収率については目標値との理解でよろしいでしょうか。貴組合のお考えをご教示ください。  | 目標値ではなく、処理条件です。   |
| 9    | 要求水準書 | 23ページ | 第3章 2 (3) ウ (カ)      | その他ごみ処理施設の基準値 | 表3-13の鉛またはその他化合物の基準値について主灰は0.1mg/L以下とありますが、現状の施設の設備機器でもこの基準を遵守できる性能を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 10   | 要求水準書 | 28ページ | 第6章                  | 受付管理業務        | 項2 (4) の受付管理に貴組合がごみ分別区分及び搬入基準を変更する場合と、項5のごみ手数料集計管理にごみ処理手数料の徴収範囲が拡大された場合に、受託事業者へ業務内容の見直しを求められていますが、これにともなう増員等含む追加費用は、貴組合がご負担されると理解してよろしいでしょうか。 | 増員が必要となった場合には、その費用負担について協議します。  |
| 11   | 要求水準書 | 31ページ | 第7章 4 (6)            | 搬入管理          | 貴組合が行うプラットフォーム内の搬入検査の実施回数、貴組合と事業者それぞれの作業内容についてご教示願います。  | 必要に応じて実施致しますが、実績では、年1回程度です。検査は、組合職員で対応しますが、その後の片付け等は受託事業者に協力して頂きます。   |
| 12   | 要求水準書 | 32ページ | 第7章 6                | 適正運転の確認       | 表7-1測定項目及び実施頻度(参考)測定項目について、5. 重金属類溶出の基準値をご教示ください。   | 表7-1測定項目及び実施頻度(参考)測定項目について、「リサイクルプラザ5. 重金属類溶出」は要求水準書23ページ(カ) その他ごみ処理施設の基準値表3-13焼却灰・飛灰の重金属類溶出及びダイオキシン類含有基準値を参考にしてください。なお、鉛またはその化合物は0.3mg/L以下が基準値になります。 |
| 13   | 要求水準書 | 33ページ | 第7章 7 (11)           | 搬出物の保管及び積込    | 車両及び重機の更新に伴い、購入した場合は受託者に所有権があるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。   |

| 質問番号 | 図書名   | ページ        | 質問箇所      |                 | 質問内容  | 質問に対する回答  |
|------|-------|------------|-----------|-----------------|---|---|
|      |       |            | 項目番号      | 項目名             |   |   |
| 14   | 要求水準書 | 33ページ      | 第7章 8 (2) | 有価物の売却          | 「有価物の売却益は、基本的に貴組合は毎年度において得た売却益の15%を貴組合、85%受託事業者の収益とする」と記されていますが、現状より事業者の収益が減ってしまいます。業務内容は変わりませんので、有価物の売却益は現状どおり過去5年間の実績を基に算出した金17,390,000円を超過した金額については、超過金額の1/2を貴組合の収入として頂きますようお願い申し上げます。 | 要求水準書の変更はできません。   |
| 15   | 要求水準書 | 33ページ      | 第7章 8     | 有価物の売却          | 物価の変動等により、ごみ・再資源化物の処理過程において発生した有価物（乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイは除く）の価値が下がり、処理に費用が発生する場合は貴組合でご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。  | 処理に費用が発生する場合には協議に応じます。  |
| 16   | 要求水準書 | 44ページ      | 第11章 4    | 防火管理            | 年2回の法定点検については組合様で実施されとの理解でよろしいでしょうか。また、(1)に本施設の防火管理に必要な管理者とありますが、防火管理責任者は貴組合との理解でよろしいでしょうか。   | 要求水準書第11章関連業務4 防火管理(3)掲載の定期点検は年2回の法定点検になります。従って要求水準書の通り、受託事業者が実施します。防火管理者についてはご理解の通りです。 |
| 17   | 様式    | 様式10-2-(1) | 13 (1)    | 運営（運転・維持管理）費内訳書 | —   | 見積金額に関して、有価物の売却益が控除されていることが分かるように、⑩その他の内訳として「有価物売却益」の項目を追加して記載してください。                   |